

土を掘るのが好きな
モグラの子“モリオくん”



盛土等による災害を防ぐため

令和7年5月26日から

盛土規制 を開始します

危険な盛土等を規制するため、
「宅地造成及び特定盛土等規制法
(通称:盛土規制法)」が令和5年5月
26日に施行されました。

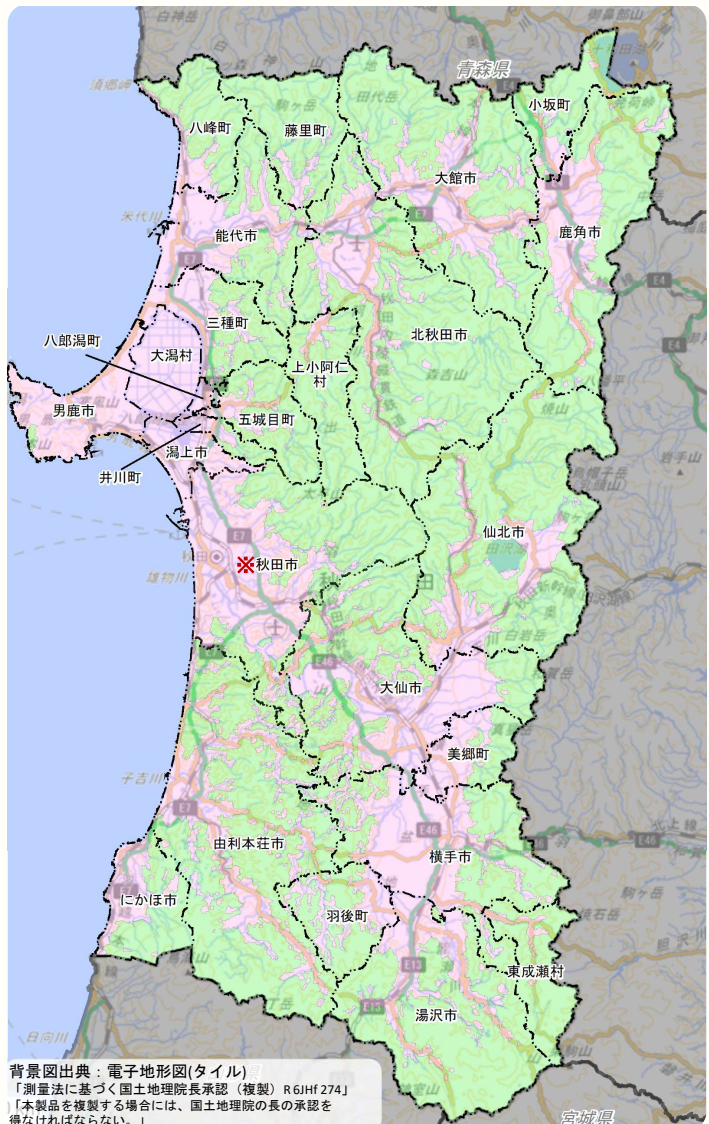
秋田県では、盛土規制法に基づく
規制区域を令和7年5月26日に指
定し、規制を開始します。



土を掘るのが好きなモグラの子
“キリコちゃん”

- Point
- ① 5月26日以降に一定規模を超える盛土等を行う場合、あらかじめ許可等が必要となります。
 - ② 規制区域指定日(5月26日)に既に盛土等の工事を行っている場合は、指定日から21日以内(6月16日まで)に届出を行う必要があります。

県内全域を規制区域に指定します



背景図出典：電子地形図(タイル)
「測量法に基づく国土地理院長承認(複製) R6JHF 274」
「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を
得なければならない。」

※秋田市(中核市)の区域は秋田市が規制を行います

宅地造成等工事規制区域
市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等
に危害を及ぼしうるエリア

特定盛土等規制区域
市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、
盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

許可申請から工事完了までの流れ

① 許可申請前

- 土地の所有者等全員の同意
- 周辺住民への事前周知

② 許可申請・許可

●許可基準への適合

許可基準

- ▶災害防止のための安全基準に適合すること
- ▶工事主が必要な資力・信用を有すること
- ▶工事施行者が必要な能力を有すること
- ▶土地の所有者等全員の同意を得ていること

●都道府県知事等の許可

都道府県知事等は、工事主の氏名、盛土等が行われる
土地の所在地等を公表

③ 工事着手

●現場での標識掲出

●定期報告※

工事の施行状況について、3ヶ月ごとに報告

●中間検査※

工事完了後に確認困難となる工程について検査

※一定規模を超える盛土等が対象です。

④ 工事完了

●完了検査

安全基準への適合について現地検査

※区域の詳細等はウェブサイトでご確認ください

秋田 盛土規制法



規制対象行為と必要な手続き

1. 規制対象行為

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

<一時的な土石の堆積>

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの
イメージ図		

2. 区域・規模ごとに必要となる手続き

区域 規模	宅地造成等工事規制区域	特定盛土等規制区域
赤文字	許可	届出
青文字	許可 ※	許可 ※

※に該当する場合は以下の手続きを要します。

- (1) 定期報告
- (2) 中間検査(土地の形質の変更に限る。)



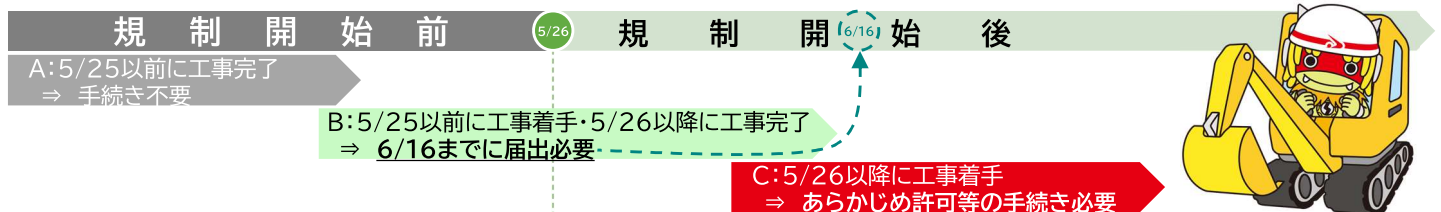
Q1 誰が許可申請を行う必要がありますか？

工事主(盛土等に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者)が許可申請を行う必要があります。

Q2 規制開始日である5月26日前後で手続きはどのように異なりますか？

工事着手日と工事完了日により、以下の3パターンに分かれます。

- ・パターンA: 5月25日以前に工事が完了する場合 ⇒ 手続き不要
- ・パターンB: 5月25日以前に工事に着手し、5月26日以降に工事が完了する場合
⇒ 6月16日まで(規制開始日から21日以内)に届出が必要
- ・パターンC: 5月26日以降に工事に着手する場合 ⇒ あらかじめ許可等の手続きが必要



お問い合わせ先

- ① 秋田市の区域に関すること…秋田市都市整備部都市計画課
☎ 018-888-5764 ✉ ro-urim@city.akita.lg.jp
- ② 秋田市以外の区域に関すること…秋田県建設部都市計画課
☎ 018-860-2441 ✉ toshikeikakuka@pref.akita.lg.jp

※詳細はウェブサイトでご確認ください

秋田 盛土規制法

